



感染症対策本部からのお知らせ

令和4年2月10日(木)発行 【2月2日(水)現在の情報です】

まん延防止等重点措置が適用中！ 家庭での感染防止対策の徹底をお願いします

町民の皆さま、事業者の皆さまのこれまでの対策についてのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の第6波が急拡大しており、兵庫県においては、2月20日までまん延防止等重点措置が適用されています。本町におきましても複数の新型コロナの感染者が判明し、町立学校園の休業や公立香住病院の休診を行うなどの感染拡大防止対策を行いました。多大なるご協力をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

町民の皆さまには、引き続き、マスクの着用、手洗いや手指消毒、三密の回避、人と人との距離確保、換気などの日常生活での基本的な感染防止対策、感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えていただくとともに、外出時は、混雑している場所や時間を避けて、少人数での行動、帰宅後の手洗い、消毒を徹底していただきますようお願いいたします。

また、家庭内での感染が非常に多くなっておりますので、家族の健康管理など家庭での感染防止対策も引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

本町の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、1月25日開催の町議会臨時会において、「感染防止対策の取り組み」「町民生活への支援」「事業者への支援」などの補正予算の承認を受け、必要な支援を皆さまのお手元に迅速にお届けするよう努め、安全安心な暮らしと町内産業の活気を取り戻せるよう全力で取り組んでまいります。

町民の皆さま、事業者の皆さまには引き続きご不便をおかけし、大変申し訳なく思っておりますが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

香美町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 香美町長 浜上勇人

相談窓口

新型コロナウイルス感染症の
予防・検査・医療に関する相談窓口

●発熱等受診・相談センター
(豊岡健康福祉事務所)

TEL 0796・26・3660

【平日9時～17時30分】

●新型コロナ健康相談コールセンター

TEL 078・362・9980

【24時間(土日祝含む)】

●町新型コロナウイルス感染症対策本部
(役場健康課)

TEL 0796・36・1114

【平日8時30分～17時15分】

新型コロナウイルス感染症の

対策などに関する相談窓口

●県まん延防止等重点措置コールセンター

TEL 078・362・9921

【9時～17時(土日祝を除く)】

●県休業・時短協力金コールセンター

TEL 078・361・2501

【平日9時～17時】

●町新型コロナウイルス感染症対策本部
(役場防災安全課)

TEL 0796・36・1190

【平日8時30分～17時15分】

新型コロナウイルス感染症 対策事業を実施します

新型コロナウイルス感染症対策にかかる補正予算額 9,752万9千円

新型コロナウイルスの感染再拡大（第6波）の防止に必要な取り組みを実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町民の皆さんの生活や事業者への支援を行うため、国の補正予算による補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し補正予算を編成しました。主な内容は、次のとおりです。

1 感染防止対策の取り組み

①感染症予防衛生対策商品券配布事業 2,339万2千円（単独事業）

新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止のために必要な衛生用品を購入するための家計負担の支援として、1人当たり1,000円の商品券を世帯主に世帯人数分を配布します。（詳しくは、3ページ「衛生対策商品券を配布」欄に掲載）

②新型コロナウイルス感染症予防接種事業 196万9千円（国補助事業）

新型コロナワクチンの追加接種（3回目）に向けた体制整備のため、ワクチン管理のための無停電電源装置の導入などを行います。

2 町民生活への支援

①子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（単独分） 25万円（単独事業）

低所得の子育て世帯を支援する子育て世帯生活支援特別給付金について、国の政策では2月28日までに生まれた児童を対象としているため、町独自で3月31日までに生まれた児童についても1人当たり5万円を給付します。（詳しくは、3ページ「子育て世帯に給付金を給付」欄に記載）

②フレイル予防支援事業 222万円（単独事業）

外出自粛により、子どもの運動不足や高齢者のフレイル（虚弱）の進行が懸念されているため、元気体操サークルの活動継続に必要な経費の補助、子どもや高齢者に運動を促す啓発資材を配布するなど、運動不足による健康二次被害を防止する。（元気体操サークルの補助について、詳しくは3ページ「元気体操サークル活動の支援」欄に掲載）

③町民生活支援燃料券配布事業 3,268万3千円（単独事業）

外出自粛による暖房費の増加などに対する支援として、1世帯当たり5千円の燃料券を配布します。（詳しくは、3ページ「生活支援に燃料券を配布」欄に掲載）

④町道等補修事業 2,617万3千円（単独事業）

密集、密接を避けるため、町道などの軽微な維持修繕を自治会などに代わり、町内事業者が実施する費用を補助します。（詳しくは、3ページ「町道などの軽微な補修に補助」欄に掲載）

⑤避難所感染防止対策事業 1,695万円（単独事業）

一時避難所に指定されている各区・自治会の公民館などに、各区・自治会が行う感染症防止対策に必要な資機材の購入および避難所本体の改修に助成します。（詳しくは、4ページ「避難所感染防止対策に助成」欄に掲載）

3 事業者への支援

①新規雇用補助金 750万円（単独事業）

雇用失業情勢に厳しさがみられる中、町民の雇用機会の創出と町内中小企業者などの人材確保を図るため、新規に一定期間雇用した事業主に補助金を支給します。（詳しくは、4ページ「新規雇用した事業者を補助」欄に記載）

②新規ビジネスモデル構築等支援事業補助金 500万円（単独事業）

町内の個人事業者及び中小企業者が、意欲をもって取り組もうとする新たなビジネスモデルの構築などを促進するため、その取り組みに要する経費を補助します。（詳しくは、4ページ「新規ビジネスモデル構築を補助」欄に記載）

③新規観光コンテンツ造成等支援事業補助金 180万円（単独事業）

新しい生活様式の実践を踏まえた魅力ある観光コンテンツの造成や、既存の観光コンテンツをブラッシュアップする事業に要する経費を補助します。（詳しくは、4ページ「新規観光コンテンツの造成を補助」欄に記載）

④事業者支援相談窓口設置事業 200万円（単独事業）

香美町商工会に町内事業者の相談窓口を設置します。国や県の支援制度、今後の事業運営や融資などお困りごとがございましたらご相談ください。

町独自施策を実施します！

元気体操サークル活動の支援

外出自粛の影響による高齢者のフレイル（虚弱）の進行を防ぐため、元気体操サークルの活動継続に必要な経費の補助を行います。

●対象者

町内の元気体操サークル代表者

●対象経費となるもの

元気体操サークルで使用する備品（音楽・映像再生機器および付属品、血圧計などの健康機器、体操に使用する椅子など）および衛生用品等消耗品の購入経費

●補助金額

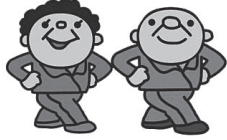
1団体当たり2万円（2万円に満たない場合は実費を上限とします。）

●申請期間

令和4年2月上旬～令和5年2月28日（火）

●問い合わせ（申し込み）先

役場福祉課 TEL 0796・36・1964



衛生対策商品券を配布

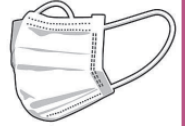
感染予防のために必要な「衛生用品」が購入できる商品券を配布します。

●対象者

2月1日現在で本町の住民基本台帳に登録されている人

●利用対象となるもの

マスク、体温計、せっけん、ハンドソープ、除菌・抗菌用品（除菌シート、除菌液、消毒液など）、口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨き粉、歯間ブラシ）、コロナ検査用品など



●商品券の額

1人当たり1,000円（2月上旬に世帯人数分を世帯主に簡易書留で郵送します。）

●取扱店

町内の薬局・薬店、小売店など（衛生商品券郵送時に「取扱店一覧」を同封します。）

●有効期間

2月10日（木）から3月31日（木）まで

●問い合わせ先

役場健康課 TEL 0796・36・1114

生活支援に燃料券を配布

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛などによる暖房費などの増加に対し、町民の家計負担を支援するため、燃料券を配布します。

●対象者

2月1日現在で本町の住民基本台帳に登録されている人で構成される世帯

●利用対象となるもの

灯油、ガソリン、軽油

●燃料券の額

1世帯当たり5千円分（燃料券1,000円×5枚）（2月上旬に世帯主に簡易書留で郵送します。）

※オール電化、車がないなど、燃料券として使用できない場合、申し出により衛生対策商品券と交換できます。

●取扱店

町内のガソリンスタンド、燃料販売店（燃料券郵送時に「取扱店一覧」を同封します。）

●有効期間

2月10日（木）から3月31日（木）まで

●問い合わせ先

役場総務課 TEL 0796・36・1111



子育て世帯に給付金を給付

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援する国の「子育て世帯生活支援特別給付金」は、令和4年2月28日までに生まれた児童を対象としているため、町独自で令和4年3月31日までに生まれた児童（令和3年度住民税均等割非課税の令和4年4月分の児童手当受給者）についても、給付金を給付します。

●対象者

令和3年度住民税均等割非課税の令和4年4月分の児童手当受給者（令和4年3月1日から3月31日までに生まれた児童が対象）

●給付額

児童1人につき5万円

●申請期限

4月15日（金）

●問い合わせ先

役場福祉課 TEL 0796・36・1964



町道などの軽微な補修に補助

新型コロナウイルス感染症の影響により、密集・密接を避けるため、町道などの軽微な維持修繕を自治会などに代わり町内事業者が実施する費用を補助金として自治会などに交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ります。

●補助対象事業

町道（付随する側溝等の道路施設を含む。）および住居に接続する里道、集落内の水路及び小河川で、次の経費を補助対象とします。

- ①除草・側溝清掃
- ②樹木の除伐
- ③舗装の新設・修繕
- ④側溝の改良・修繕
- ⑤簡易な町道などの維持・修繕

●補助率

対象経費の100%、上限30万円

●申請期間

3月1日（火）～9月30日（金）

●対象期間

3月1日（火）～12月31日（土）

●問い合わせ（申し込み）先

役場建設課 TEL 0796・36・1961



新規ビジネスモデル構築を補助

新たなビジネスモデルの構築などを促進するため、その取り組みに要する経費を補助します。

●補助対象者

町内に本店・本所があり、令和2年4月1日以前から事業を行っている個人事業者および中小企業者

●補助対象事業

令和4年4月1日～12月28日の間に取り組む新たなビジネスモデルの構築

【例】新商品の開発、ECサイトなどの新規販路開拓、異業種連携による新サービスなどの企画開発、複数事業者による共同仕入れ・共同販売などによる経営効率化、異業種への試験参入など

●補助対象経費

事業実施に必要な印刷製本費、原材料費、広告宣伝費、備品購入費、委託費、工事費などの経費で、令和4年12月28日までに支払完了するもの（消費税などは補助対象外とします。）

●補助金額

- ・1 事業者単独事業…補助率 2/3 以内、上限 50 万円
- ・2 事業者以上の連携事業…補助率 4/5 以内、上限 100 万円

●問い合わせ（申し込み）先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355

※申込書類などは、町ホームページ、役場観光商工課、各地域局で配布しています。

避難所感染防止対策を助成

避難所が感染クラスターとならないよう、新型コロナウイルス感染症防止対策として、各区・自治会が、一時避難所に指定されている公民館などでの感染防止対策のために実施する感染防止対策資機材の購入、公民館の改修経費を助成します。

●対象者

各区・自治会

●助成対象経費

- ・感染症防止対策に必要な資機材購入経費
- ・一時避難所に指定されている公民館の改修経費（区集会所改修補助金対象分を除く）

●助成額（上限額）※世帯数は令和3年4月1日基準

- ・50 世帯未満…10 万円
- ・50 世帯以上 100 世帯未満…20 万円
- ・100 世帯以上 200 世帯未満…30 万円
- ・200 世帯以上 300 世帯未満…35 万円
- ・300 世帯以上…40 万円

●実績報告期限

年度内に補助金の請求を行う場合は、令和4年2月28日（月）までに提出してください。なお、最終期限は令和5年2月28日（火）です。

●問い合わせ先

防災安全課 TEL 0796・36・1190

新規観光コンテンツの造成を補助

魅力ある観光コンテンツの造成や、既存の観光コンテンツのブラッシュアップに要する経費を補助します。

●補助対象者

町内に事業所がある個人事業者および法人、旅行業法に基づく登録を受けた旅行業者、町内に活動拠点がある観光関連団体など

●補助対象事業

新しい生活様式の実践を踏まえ、令和4年4月1日～12月28日の間に町内で取り組む新たな観光コンテンツの造成を図る事業、事業期間終了後も継続して誘客促進を図るもの

【例】地域資源を活かした観光コンテンツ造成、滞在日数向上を目指す長期滞在型観光コンテンツ造成、既存コンテンツのブラッシュアップなど

●補助対象経費

事業実施に必要な印刷製本費、原材料費、広告宣伝費、備品購入費、委託費、工事費などの経費で、令和4年12月28日までに支払完了するもの（消費税などは補助対象外とします。）

●補助金額

補助率 10/10 以内、上限 60 万円

●問い合わせ（申し込み）先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355

※申込書類などは、町ホームページ、役場観光商工課、各地域局で配布しています。



新規雇用した事業者を補助

町民の雇用機会の創出と町内中小企業者などの人材確保を図ります。

●補助要件

次の条件を全て満たすもの

- ・町内の中小企業者
- ・2月1日から7月31日の間に新規に雇用した事業者
- ・雇入日から6カ月間継続して雇用する予定であること

●対象労働者

町内の居住者

●補助金額

1時間当たり250円（1日上限2,000円、1人当たり上限額25万円、1事業者上限50万円）

●問い合わせ（申し込み）先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355

※申込書類などは、町ホームページ、役場観光商工課、各地域局で配布しています。



STOP!
コロナ差別

新型コロナウイルス感染症に関する情報は正確に入手し、人権侵害につながらないように、冷静な行動をお願いします。

STOP!
コロナ
差別

兵庫県マスコット
はばタン

